

平成27年1月17日
地域連絡協議会 資料

以下、総務省公害等調整委員会ホームページ抜粋

寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件（平成23年（ゲ）第2号・平成24年（ゲ）第2・9号事件）

事件の概要

平成23年3月1日、大阪府、奈良県及び京都府の住民51人から、廃プラスチック処理会社と北河内4市リサイクル施設組合を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らに生じている皮膚症状、粘膜刺激症状、神経系の機能障害等を中心とする健康被害は、被申請人らの廃プラスチック処理施設から排出される有害化学物質によるものである、との原因裁定を求めたものです。

その後、平成24年1月25日、大阪府寝屋川市の住民11人から（平成24年（ゲ）第2号事件）、同年12月26日、同市の住民11人から（平成24年（ゲ）第9号事件）、それぞれ同内容の原因裁定を求める申請があり、平成24年2月6日（平成24年（ゲ）第2号事件）、平成25年1月15日（平成24年（ゲ）第9号事件）、これらを併合して手続を進めることを決定しました。

事件の経過処理

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、7回の審問期日（5回の現地期日を含む。）を開催するとともに、廃プラスチック処理施設から排出される有害化学物質と健康被害の因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員3人を選任したほか、現地調査等、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成26年11月19日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

<参考>

北河内4市リサイクル施設組合ホームページ抜粋

北河内4市リサイクルプラザ（かざぐるま）は安全です！
公害等調整委員会の裁定で健康被害との関係を否定

かざぐるまの操業と付近住民の健康被害に因果関係があるとして争われていた案件で、国の機関である公害等調整委員会は、平成26年11月19日付けで『かざぐるまの操業と健康被害には因果関係が無い』との裁定を行いました。これまで、因果関係があるとして操業差止を求める裁判も行われ、平成23年1月、大阪高裁で今回と同様、「かざぐるまと健康被害との間に因果関係は無い」との判決も言い渡されています。

「かざぐるま」の安全性は、今回の公害等調整委員会の裁定によっても、改めて確認されました。

寝屋川廃プラウオッチングニュース 80号抜粋

公調委が住民の健康被害を切り捨て

「守る会」が「見解」発表きれいな空気を取り戻すまで頑張ります。

寝屋川廃プラ公害について審理していた公害等調整委員会は、申請（平成二三年二月）から三年九カ月たった平成二六年十一月末に裁定結果を連絡してきました。裁定は「申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する」「本件各施設から排出された化学物質が住宅地に到達し、健康被害を生じさせていると認めることはできない」とするものです。

「守る会」は、公調委の裁定について「見解」を発表しました。要点を紹介します。

（公調委の裁定理由は「推認」に過ぎない）

「裁定」は「本件各施設から排出された化学物質は、未同定の化学物質も含め、接地逆転層の発現状況にかかわらず、大気中で十分に拡散・希釈されているものと推認される。」とし、岡山大学・津田敏秀教授らによる疫学調査結果など、専門学者が現地で調査したすべての証拠を否定しました。

一方、公調委が「推認」としたことは、裁定の根拠が不確かであることを示すものです。

公調委の職権調査計画に対し、「守る会」は、実態を明らかにするには「マンションなどの屋上ではなく、住民が実際に吸っている空気を調査すべき」「化学物質の測定は二十四時間平均値だけでなく、短時間でも濃度の濃いときの測定を実施すべき」などを要求しました。しかし、公調委は、聞く耳をもたず不十分な調査を押し通しました。

また、健康被害の原因、ホルムアルデヒドが基準値を超えましたが、測定結果を不採用としました。柳沢・東大名誉教授、西川・神戸商船大学名誉教授が再調査を求めましたが、公調委は説明もなく再調査を拒否しました。調査前に公調委は「十分、科学調査をする。追加調査もありうる」としていましたが、調査不十分のまま、裁定を行いました。